

(インフルエンザ以外の感染症)

出席停止と通園許可について

学校指定伝染病及びそれに準じる感染症にかかってしまったときは、集団感染拡大を防止する観点から出席停止となり、再通園には医師の「通園許可」が必要です。

- (1) 幼稚園からの感染症お知らせメールで出席停止基準等をご確認ください。
- (2) 必要な日数を経過し、または症状がなくなり、**主治医から通園許可**がいただけた場合は、「保護者の再通園申出書」の提出により再通園することができます。
(注) 保護者の判断だけでは再通園できませんのでご注意ください。
- (3) 「再通園申出書」は再通園の当日に幼稚園で書くことも可能です。

・・・切り取り無用

保護者の再通園申出書

令和 年 月 日

保護者 _____

◎下記の感染症は治癒し _____ 月 _____ 日より再通園させるにあたり下記のとおり申し出ます。

クラス・園児名	
病名	
医師の通園許可日時	令和 年 月 日 () 時 分頃
医療機関・主治医・TEL	
医師の通園許可	<input type="checkbox"/> 受診して確認 <input type="checkbox"/> 電話で確認 <input type="checkbox"/> その他の方法 ()

おもちゃのまち幼稚園 御中